

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 新旧比較表

1. 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 新旧比較表

改訂項目	旧	新
9. その他	<p>研究責任者の間接経費は、直接経費の10%～15%を基本とする。 また、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成21年3月27日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、個別の事情に応じ、直接経費の30%にあたる間接経費を研究責任者に対して配分することができる。</p>	<p>間接経費は、直接経費の10%～15%を基本とする。 ただし、平成28年度以降に新規に採択された課題については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。 また、平成27年度以前に採択された課題についても、個別の事情に応じ、30%以内の額まで配分できるものとする。</p>

【参考】革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針

○支出の対象等	<p>管理経費は、研究費のうち直接経費の10%以内の額を配分する。 ただし、平成28年度以降に新規に採用されたPMが研究開発機関を選定し、機構が当該研究開発機関と委託研究契約等を締結する場合は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。</p>
---------	--